

(別紙)

農 産 物 検 査 法 (抜粋)

昭和二十六年法律第四百四十四号

(検査証明)

第十三条 登録検査機関は、農産物検査を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その農産物の包装若しくは票せんに検査年月日、農産物検査の結果その他必要な事項を表示し、又は当該農産物検査を請求した者（第十六条において「受検者」という。）にこれらの事項を記載した検査証明書を交付しなければならない。

2・3 (略)

(農産物検査の義務等)

第二十条 (略)

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

3 (略)

(改善命令)

第二十三条 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずることができる。

一 第二十一条第一項の規定による届出に係る業務規程によらないで農産物検査を行つたとき。

二 不正の手段により第十七条第二項の登録又は第十九条第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

3 (略)

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公

示しなければならない。

(聴聞の特例)

- 第三十二条 農林水産大臣は、第二十四条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 第二十四条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
 - 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。